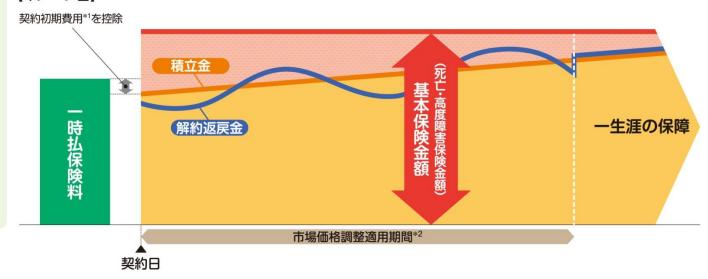
<別紙 1>

- ●契約時に設定される積立利率が一生涯 にわたって適用されます(途中で利率の 変更はありません)。
- ●積立利率は、被保険者の性別や年齢にかかわらず同一です(契約通貨により異なります)。



契約時から一時払保険料を上回る死亡・ 高度障害保障を確保できます。

【イメージ図】



- *1 くわしくは、<別紙 2-1>「この保険にかかる費用は次の通りです」をご覧ください。
- *2 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間です。
- ※上図では、死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額と仮定して表示しています。

この保険にかかる費用は次の通りです

この保険にかかる費用は、契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、 契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用が かかる場合があります。

契約初期費用

●契約日に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。契約初期費用は、契約年齢* および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

目的	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結に必要な費用	70歳以下	4.00%	9.80%	9.80%
	71歳~79歳	3.75%	9.50%	9.50%
	80歳以上	3.50%	8.90%	8.90%

*年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に 年増年数を加えた年齢とします(**)。

保険関係費

- ●保険契約の維持等に必要な費用 積立利率を設定する際に保険契約の維持等に必要な費用をあらかじめ差し引きます。
- ●死亡保障および高度障害保障に必要な費用

積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。 ※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

** ご契約の引き受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。この場合、 被保険者の実際の契約年齢にマニュライフ生命の定める年数(年増年数)を加えた年齢に基づいて、契約初期 費用、基本保険金額および積立金を計算します。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合)

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- ●一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料を ご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ●保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ●「円支払特約B型」を付加し、保険金等を円でお支払いする場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - *対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨		
	米ドル	豪ドル	
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭	

※平成27年2月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

ご注意

この保険にはリスクがあります

■解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

(契約通貨が米ドル・豪ドルの場合)

■為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。